

## 2024 年度神戸市施策広報テレビコマーシャル放送業務委託仕様書

### 1. 件名

2024 年度神戸市施策広報テレビコマーシャル放送業務

### 2. 事業の概要

神戸市の子育て施策の一環である高校生定期券補助制度の拡充を関西圏在住の子育て世代へ伝えることを目的とし、神戸市が子育て施策に力を入れているという認識を持ってもらうため、テレビコマーシャル（以下、「CM」という。）を中心として広報を行う。

#### （1）契約期間

契約締結日～2025 年 3 月 31 日

#### （2）業務内容

##### ①放送内容

15 秒スポットとする。

※動画制作については別途業務委託するため、本委託業務には含まれない。

※放映する動画は放映開始日の最低 1 週間前までに神戸市より提供することとする。提供データの詳細や提供方法、詳細な提供日については契約後速やかに協議して決定する。また、放送動画の絵コンテ等が完成した段階で都度共有を行う。提案する放送期間に間に合うよう、受託者において考査の手続きを段取りし、放送期間に間に合うようスケジュール管理を行うこと。

##### ②ターゲット

自身のライフスタイルや子育てについて考える時期にある年齢層の女性（F1 層：20～34 歳）および中学生や高校生を子育て中の年齢層の女性（F2 層：35～49 歳）を中心とすること。

##### ③放送局・放送エリア

在阪広域 4 局（読売テレビ・朝日放送・毎日放送・関西テレビ）・関西全域

なお、本業務のターゲットに効果的に訴求できる放送配分を踏まえたうえで放送局の提案すること。

##### ④放送期間

2024 年 8 月 26 日～2024 年 9 月 30 日までの任意の期間とする。なお、本業務のターゲットに効果的に訴求できる期間を踏まえたうえで本数配分を行い、提案すること。

#### ⑤放送時間

本業務のターゲットに効果的に訴求できる放送時間を提案すること。効果的な広報を図るため視聴率の高い午前5時から午後11時までの時間帯の放送枠を基本とするが、ターゲットが最も視聴する時間帯を提案し、その時間帯に多くの放送時間を確保すること。

提案時には枠区分（PTまたはSB等）とタイムランク区分（A～C、S等）別に本数および総延べ視聴率（GRP）、ターゲットの年齢層別GRPを提示すること。

#### ⑥放送計画の策定

上記の①～⑤の提案を踏まえ、神戸市の高校生定期券補助制度を伝えるCMを放送するための放送局、放送期間、放送時間帯および放送番組、放送本数、GRPなどを示す計画を作成し提案すること。

#### ⑦パブリシティ

CMの放送計画と併せて、広報宣伝面で効果のある提案があれば、組み合わせて提案すること。

#### ⑧報告・協議

途中経過を随時本市に報告しつつ、必要に応じて（神戸市からの求めに応じて）適宜、方向性について協議を行うこと。

#### ⑨実績報告

放送終了後は、放送回数や総GRPが分かる書類と放送局が発行する放送確認書を添えて業務完了報告書を提出すること。

#### ⑩その他

- ・プロポーザル方式による審査会で、受託者が企画・提案した内容については、全て本業務の委託に反映するものとする。また、本仕様書に記載のない事項であっても、業務の目的達成に必要であると認められるものについては、受託者が責任を持って充足するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

### 3. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

### 4. 契約上限額

上限額 10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5. その他の留意点

### (1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

### (2) 著作権の帰属

本事業において制作された本動画の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び所有権は、本市に帰属するものとする。受託者が、本動画の利用を希望する場合には、本市の事前の承認を必要とするものとする。

### (3) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (4) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

### (5) その他

以下の事項を含む内容を放映することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ 単なる噂又は噂を助長させるもの
- ・ わいせつな内容を含むもの
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・ 消費者保護の観点から適切でないもの
- ・ 市又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの

- ・市のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・内容が著しく拙劣なもの
- ・その他社会通念に照らして市が不相当と認めるもの

#### 6. 委託業務の履行場所、作業場所

市内各所及び事業者の事務所

#### 7. 成果物納品場所

神戸市市長室広報戦略部